

第2回高知県新エネルギー導入促進協議会 議事概要

【日 時】平成29年2月9日（木）10:30～11:45

【場 所】高知商工会館 3階 寿の間

【出席者】<委員> 八田章光 会長、中澤純治 副会長、井戸浩道 委員、尾崎豊藏 委員、
西和雄 委員、島中伸也 委員、林須賀 委員、横田日出子 委員
<事務局>（新エネルギー推進課）山下修 課長、河野和弘 課長補佐
原貴 チーフ（新エネルギー担当）
讃岐文裕 主幹
（木材産業振興課）山内潤子 チーフ（利用促進担当）

【欠 席】<委員> 川島徹也 委員、山崎行雄 委員

1 議 題

- （1）固定価格買取制度について
- （2）平成28年度の取組について
- （3）その他

2 会議要旨

【固定価格買取制度について】

（事務局より資料1に基づいて説明）

<質疑等>

（委員）

- ・「電源別事業関係策定ガイドライン（以下、国ガイドライン）」について、既設の設備へは適用されるのか。

（事務局）

- ・既存の設備について、改正FIT法のみなし認定となるため国ガイドラインの適用となる。猶予期間のH29年9月末までに、事業計画を国へ提出する必要がある。

（委員）

- ・みなし認定される既設の設備について、買取価格はH29年度の価格が適用されるのか

（事務局）

- ・買取価格は、当初確定した買取価格のままである。

（委員）

- ・国ガイドラインでは柵等設置が遵守事項であるが、既設では柵がない発電設備もある。後出しの制

度により、設備投資をする必要があるのか。

(事務局)

- ・ 高圧の発電設備については、これまでも、人が立ち入る可能性のある場所において構内に立ち入らないよう柵塀等を設ける必要があった。
- ・ 「固定価格買取制度及びグリーン投資減税に関するお問い合わせ窓口」へ確認したところ、既設の低圧の太陽光発電設備についても国ガイドラインが適用されるため、高圧の発電設備と同様に構内に容易に立ち入ることができないような柵塀等を設置する必要があるとのことであった。

(委員)

- ・ 地域住民への事前説明について、国ガイドラインでは推奨事項となっている。県の「太陽光発電設備の設置・運営等に関するガイドライン（以下、県ガイドライン）」では、具体的に記載されているようだが、国ガイドラインよりも県ガイドラインが厳しいのか。国ガイドラインの策定を受けて県ガイドラインを強化することはないのか。

(事務局)

- ・ 地域住民への事前説明について、国ガイドライン及び県ガイドラインは法令の後ろ盾がないため、事業者の自主的な取組に委ねており、強制力はない。そういう意味では扱いは同じである。
- ・ なお、10ha以上の大規模開発については「高知県土地基本条例」が適用され、地域への事前説明が義務付けられている。

(委員)

- ・ 国のガイドラインのポイントはなにか。

(事務局)

- ・ 法令・条例等の違反に対しては、自治体からの情報等を基に、国がFIT法に基づく指導等を行い得ることとなった。また、事業者名を、発電所に表示させることや資源エネルギー庁のホームページで公表されることとなった。これらが強化されたポイントと考える。

(委員)

- ・ 自治体への事前説明に関して、自治体の窓口はどこが、どのようなことをするのか。情報を集約する仕組みをつくっておく必要があるのではないか。

(事務局)

- ・ 県のガイドラインの中で、ワンストップ窓口を新エネルギー推進課としており、市町村についても窓口を決めていただいている。各個別法の担当がわからない事業者は、新エネルギー推進課へきていただいて、それから各個別法の担当課へ行っていただくこととなる。また、担当課からは情報提

供されている。今後も連携を密にしていきたいと考える。

(委員)

- ・賦課金の減免制度について、県内の事業者の適用状況はどうか。

(事務局)

- ・減免を受けた事業者は公表されており、高知県内では7社が該当する。これには県外に本社がある事業者も含まれる。

(委員)

- ・賦課金の減免制度について、電気使用量が大きいこと、売上高に対して電気使用量の割合が高いことが条件であり、省エネでこの割合が低くなると対象から外れることとなる。中小企業者にとっては対象となることが厳しい。また、省エネは過去から行っており、更なる省エネは難しく、新たな減免制度を受けられる事業者は減ってくるのではないかと。

(委員)

- ・新エネルギー導入促進とは異なり、この協議会では難しいが、産業振興のためにも減免を受けられるよう支援していくことが大切ではないかと。

【28年度取組について】

(事務局より資料2、3に基づいて説明)

(委員)

- ・「こうち型地域還流再エネ事業」による配当の活用について具体的に教えていただきたい。

(事務局)

- ・今年度より配当があり、平成29年度から活用をしていく。小形風力発電の事業可能性調査への支援を予算要求している。

(委員)

- ・高須浄化センターのバイオマス発電について、他で実施できそうな施設はあるのか

(事務局)

- ・現在のところ取組の話はない。消化槽の設置や消化ガスの供給量を考えると、一定規模がないと困難と考える。最も規模が大きい施設が高須浄化センターであるため、恐らくこの1件のみになるのではないかと。

(委員)

- ・バイオマス発電について、投資に対する効果はどのくらいか。

(事務局)

- ・バイオマス発電について、事業者が設備認定及び系統接続契約の手続き中であり、また、県と事業者との事業契約が締結予定（H29.9）である。今後、公表される資料に基づき、報告する。なお、年間想定発電電力量 422 万 kWh に買取価格の単価 39 円/kWh を乗じて売電収入を算出すると、約 1.6 億円/年である。

(委員)

- ・産業振興計画において、一次産業などでは労働力が確保できない、仕事がないということで苦勞している。木質バイオマスについては、林業の仕事が生まれる。新エネルギーの導入など目に見えるものだけでなく、新たな仕事が創出されることも頭に入れて取り組んでもらいたい。

【その他】

(事務局より資料 4 から 1 1 に基づいて説明)

(委員)

- ・地域の資本を活用した事業について、効果を検証しないか。例えば、「こうち型地域還流再エネ事業」と県外資本での事業ではどれくらい差があるか、また、年間の実績値を確認し想定どおり地域主体によるほうが効果的であるなど。それらによりアピールできるのではないか。

(事務局)

- ・資料 5 裏面の 1,000kW の例を使いながら、県外資本によるものとの比較ができるものをお示しい。

(委員)

- ・資料 7 の経済センサスの数値について、再生可能エネルギー事業のみの事業所数等ではなく、それが含まれる業種の事業所数等ということか。

(事務局)

- ・そのとおりである。

(委員)

- ・改正 F I T 法により、認定情報が公表されることになれば、資料 7 の事業所数の内数も明らかになってくるのか。

(事務局)

- ・公表される情報と関連するのは、電気業であり、一定は状況が見えてくるのではないか。

(委員)

- ・資料8について、兼業により電気供給業の区分で課税されない事業者、また、事務所と見なされない発電設備は、全体の多くを占めるのか、または、無視してよい数なのか。

(事務局)

- ・関係課と確認しながら次回以降示していきたい。

(委員)

- ・資料2の木質バイオマスの取組について、既存の発電施設に対して、稼働状況や発電用燃料の収集状況の聞き取りを行っているとの事。新エネルギービジョンの目標に向けての木質バイオマス発電導入の見込みを出そうとすると、燃料収集の課題や、今後、燃料がどれくらいの量が出ていくのか、示してもらう必要がある。そのような情報を集めていただきたい。

(委員)

- ・資料2の小水力発電について、課題⑤に対する取組が書かれていない。

(事務局)

- ・28年度は具体的に取組んでいない。29年度以降にしっかりやっていきたい。

(委員)

- ・水利権や普通河川の事例がないことがネックになっているとお聞きするので、対策が重要と考える。
- ・大月町の風力発電について、事業者と町が協定を結んでいるとのことだが、内容はどのようなものか。

(事務局)

- ・お聞きしているのは、利益の一部を町基金へ寄付することや観光への寄与などである。発電開始はまだ先なので、具体的には今後協議をされると思われる。

以上